

平成16年 8月16日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目11番1号
日本レジデンシャル投資法人
執行役員 森 岡 健

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第3回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成16年8月30日までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、規約第25条において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案がある場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす」旨を定めております。

従いまして、ご出席いただかず、かつ議決権行使書による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時： 平成16年8月31日（火）午前10時
2. 場 所： 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー26階「特設会場」

3. 会議の目的事項：

決 議 事 項

- 第1号議案： 運用報酬に関する規約変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（2頁から3頁）に記載のとおりであります。
- 第2号議案： その他の事項に関する規約変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（4頁から5頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案： 執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員2名選任の件

以 上

本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う投資信託委託業者であるパシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます）による「運用状況報告会」を開催する予定です。

議決権の行使についての参考書類

1. 議案及び参考事項

第1号議案：運用報酬に関する規約変更の件

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 50,882口

2. 議案の要領及び提案の理由

規約第38条(1)運用報酬1及び同条(2)運用報酬2の支払いについて、市場の実勢等に合わせた柔軟な対応を可能にするため、予め定められた料率を乗じた額(上限額)の範囲内において、適時、本投資法人と資産運用会社との間で各運用報酬額を決定できるようにするために、運用報酬1及び運用報酬2の算定に係る規定を変更するものであります。

3. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
第38条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の計算方法並びにその支払時期及び方法等)本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者(以下「資産運用会社」という。)に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下の通りとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。	第38条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の計算方法並びにその支払時期及び方法等)本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者(以下「資産運用会社」という。)に対する資産運用報酬は、 <u>運用報酬</u> 、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下の通りとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(1) 運用報酬 1 2 月末日、5 月末日、8 月末日及び 11 月末日を最終日とする各四半期（但し、平成15年11月末日を最終日とする期間の始期は、同年10月 1 日とする。以下同じ。）毎に、本投資法人による第12条各号に定める特定資産の累積取得額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の毎月末残高を平均した金額の0.4%（但し、平成16年11月末日を最終日とする営業期間においては、当該金額の2分の1）に相当する金額に、当該四半期の日数を365で除した割合を乗じた金額（円単位未満切捨て）を、毎四半期末日経過後支払うものとする。</p> <p>(2) 運用報酬 2 本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬 2 控除前の分配可能金額の3.0%に相当する金額（円単位未満切捨て）を確定後支払うものとする。「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される本号の運用報酬 2 控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額とする。</p>	<p>(1) 運用報酬 1 2 月末日、5 月末日、8 月末日及び 11 月末日を最終日とする各四半期（但し、平成15年11月末日を最終日とする期間の始期は、同年10月 1 日とする。以下同じ。）毎に、本投資法人による第12条各号に定める特定資産の累積取得額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の毎月末残高を平均した金額の0.4%（但し、平成16年11月末日を最終日とする営業期間においては、当該金額の2分の1）を上限とする料率を乗じた金額に、当該四半期の日数を365で除した割合を乗じた金額（円単位未満切捨て）を、毎四半期末日経過後支払うものとする。</p> <p>(2) 運用報酬 2 本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬 2 控除前の分配可能金額の3.0%を上限とする料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）を確定後支払うものとする。「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される本号の運用報酬 2 控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額とする。</p>

第2号議案：その他の事項に関する規約変更の件

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数

50,882口

2. 議案の要領及び提案の理由

(第36条関係) 会計監査人の報酬の支払いは決算日後3か月以内に支払うこととされておりますが、柔軟な支払いを可能とするために、決算日後3か月以内の振込みに関する規定を削除するものであります。
(附則第1条及び同第2条関係) 附則第1条及び同第2条の各後段にそれぞれの規定につき「効力発生後定款から削除する。」とありますが、各条ともにその効力が発生したことにより、これを削除するものであります。なお、各条にあります「定款」は「規約」の誤りであり、そのように読み替えることとさせていただきます。

3. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第36条(会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準) 会計監査人の報酬額は1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定する。<u>その支払は決算日後3か月以内に会計監査人の指定する口座へ振込みにより行うものとする。</u></p>	<p>第36条(会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準) 会計監査人の報酬額は1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定する。 (下線部を削除)</p>
<p>附則 第1条 <u>第3条は、本投資法人の役員会により本店移転日を決議し、本店移転を実施したときをもって効力を生ずるものとし、効力発生まで本投資法人の本店は東京都渋谷区に置くものとする。また、本附則第1条については、効力発生後定款から削除する。</u></p>	<p>(全文削除)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第2条 <u>第39条の設立企画人の住所は、設立企画人の取締役会により本店移転日を決議し、本店移転を実施したときをもって変更され、変更までの設立企画人の住所は、東京都渋谷区広尾一丁目1番39号とする。また、本附則第2条については、効力発生後定款から削除する。</u></p>	<p>(全文削除)</p>

第3号議案：執行役員1名選任の件

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 50,882口

2. 議案の要領及び提案の理由

執行役員森岡健から本投資主総会の終結をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の執行役員1名の選任をお願いするものであります。

3. 執行役員候補者

次の者の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案は、投資信託委託業者の代表取締役である下記の執行役員候補者が、本投資法人の執行役員を兼職することについて金融庁の承認を受けることを条件といたします。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴
<p>山 内 章 (昭和37年6月9日)</p>	<p>昭和61年4月 丸紅株式会社入社 平成14年4月 パシフィックマネジメント株式会社入社 平成14年5月 パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 投資企画部シニアマネージャー 平成15年3月 パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社代表取締役(現在)</p>

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社(投資信託委託業者)の代表取締役です。また、同候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。

第4号議案：監督役員2名選任の件

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 50,882口

2. 議案の要領及び提案の理由

執行役員森岡健からの辞任の申し出に伴い、監督役員2名全員から本投資主総会の終結をもって一旦本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。

3. 監督役員候補者

次の者の選任をお願いしたいと存じます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	榎本 幸雄 (昭和22年11月9日)	昭和52年4月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 昭和55年3月 公認会計士登録 昭和62年3月 ジェム アソシエイツ株式会社設立 代表取締役(現在) 平成7年10月 スターバックスジャパン株式会社監査役(現在) 平成14年12月 本投資法人監督役員(現在)
2	都 賢治 (昭和34年11月14日)	昭和58年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和61年11月 税理士登録 平成元年3月 都会計事務所開設 所長(現在) 平成2年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役(現在) 平成4年9月 株式会社グロービス取締役(現在) 平成8年4月 有限会社ケーエスパートナーズ設立 代表取締役(現在) 平成14年12月 本投資法人監督役員(現在) 平成15年9月 株式会社マクロミル監査役(現在)

- ・上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、同候補者は両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第25条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上

第3回投資主総会会場ご案内図

会場 山王パークタワー26階「大会議室」
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
電話 03-5251-8528（代表）



交通のご案内

東京メトロ南北線、銀座線「溜池山王駅」7番出口より直結
東京メトロ千代田線、丸ノ内線「国会議事堂前駅」より地下通路で接続